

平成 22 年 6 月 10 日現在

研究種目：基盤研究 (C)  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19530031  
 研究課題名（和文） 個人保護型行政警察立法を契機とする、警察法論再構築のための比較法的実証的研究  
 研究課題名（英文） The comparative and practice-oriented research on the preventive police and policing legislation among Austria, Germany and Japan.  
 研究代表者 今村 哲也  
 (Tetsuya Imamura)  
 明治大学・法科大学院・教授  
 研究者番号：00160060

## 研究成果の概要（和文）：

近隣民事紛争への仲裁的介入から、家庭内暴力・虐待の排除および迷惑防止条例の執行そしてテロ対策のための警察活動まで、警察活動を授権する作用法の行政警察化は避けられない。法治主義原則からは、可能な限りの事前介入要件の厳格化・明確化が人権侵害抑止のために必要であることはいうまでもないが、くわえて組織法的観点からの、第三者機関（審議会）の警察力育成（警察官教育）の充実と、警察の制度と作用・活動にかかる審議会制度の設置・活動が重要である。

## 研究成果の概要（英文）：

The recent expansion of the police-activity is inevitable and common to the modern states especially concerning the terror prevention, solving the neighbor conflicts and preventing the stalking and the like. So far our legal concern and interest have been focused on how precise we regulate the police-activity and how strict we control it for not infringing the human rights. We need some controlling commission or board including citizens within the police organization to justify the preventive policing or police-activity like Austria.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成 20 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成 21 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

## 研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学・行政法

キーワード：警察法 行政警察化 オーストリア安全警察法 ドイツ警察法 連邦主義警察 共和主義警察 警察関係審議会 警察組織

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 公法システムの重要な支柱である行政法の母法ともいふべき「警察法」のわが国の

理論状況は、1983年の田上穰治による『警察法（新版）』の刊行以来現在に至るまで、警察実務家の手になる実務志向型の警察

法テキストや警察政策論の展開はみられるが、テロ対策など近時の世界的な警察環境の激変を考慮に入れた法学者・研究者による、法律解釈の指針あるいは立法指針となるべき新たな法理論・ドグマティックは未だ展開されるに至っていない。

(2) 現在の警察には、広く国内治安（国際的テロ対策）と日常生活の安全安心（近隣紛争への仲裁、家庭内暴力からの生命・身体の保護・迷惑行為の防止など）の確保への幅広い対応が強く求められ、その任務と活動の拡大を容認する社会的傾向がある。

(3) これに応じて、警察活動に関する立法も、既遂行為への可罰を中心とする司法警察的なものから、その前段的（行政的規制）領域への活動可能性をひらく「行政警察化」の傾向を強めている。またわが国公法の二元的特徴である自治体条例による罰則の創設を担保とする、自治体レベルでの日常生活安全確保のための条例立法も増大・強化されている（迷惑防止条例）。

(4) ただし増大する警察権能と機能の多元化には、それら治安と安全のサービスユーザーでありその警察による規制対象でもあるわれわれ市民の人権侵害をいかに抑止し、これら警察活動との調整を図るかの課題がたえず内在する。

(5) わが国の警察法にあっても、1999年全国的警察不祥事への社会的関心の高まりを受けた警察制度改革により、各警察署毎に警察署協議会が設置され、さらには監獄法に代わる「刑事施設・被収容者処遇法」（2007年）による警察留置施設への視察委員会が導入されるなど、警察組織法にかかる変革が生まれている。

(6) 研究代表者は、上記の問題関心から、平成14・15年度における科学研究費補助金基盤研究助成を得て、オーストリア安全警察法を素材として、警察官教育機構の機能とこれへの第三者関与の研究に従事し、警察官教育に重点をおいた警察組織法のあり方について国内において初めての本格的研究成果を発表した（博士論文『ウィーン警察官教育の法と命令』2005年刊）。

(7) 警察制度内部における警察力形成への法的規律から、上記の警察活動一般およびシステム全体への市民関与手続を経ての警察活動における人権保障確保のための、警察組織法論の再構築への準備研究として、本研究を企図したものである。

## 2. 研究の目的

(1) 拡大し行政化する警察活動とその対極に位置づけられる人権保全の制度的（組織法的）調整点をさぐることが本基盤研究の目的であった。

(2) わが国の警察法の理論研究は、前述の

とおり、研究代表者も関与する機会を得た、1983（昭和58）年刊行の田上穰治による『警察法（新版）』以来現在にいたるまで新たな法理論上の展開をみせていない。

(3) 上記の関心から、これを直面する課題を共通とし、わが国警察法理論の母国となるドイツ・オーストリアにおける先進の警察法理論状況との比較とその実務における実証的調査・研究によって、わが警察法論の再構築への手がかりを獲得することとした。

(4) 主な関心事項を、警察力の育成過程への法的コントロールと市民関与の制度化、および警察活動と制度改善への提言権を有する、第三者的審議機関関与の理論と実際とした。

## 3. 研究の方法

(1) このような問題関心と研究目標の設定からは、わが国警察制度および警察法理論、さらには警察にかかる立法の母国となる国々における先進の理論と実務の考察と研究、その分析と示唆の獲得にあたるのが有効である。

(2) 各国の現代の理論状況については、主にウィーン経済大学オーストリア・ヨーロッパ公法研究所においてはクナイス教授の指導のもと、ならびにドイツ・シュパイヤー行政大学院においてはピチャス教授の指示の下、国内での入手が困難な専門性の高い資料・文献の収集・講読に従事した。その際、両教授との彼我の理論状況についての意見交換をおこなったことは言うまでもない。

(3) さらにザルツブルク大学法学部ハラルド・シュトルツレヒナー教授訪問の際には、研究代表者訪問を契機とした、法学研究者・警察実務家・民間警備業責任者による治安パートナーシップに関するシンポジウムを開催していただき大なる見聞を広めることができた。

(4) またかつてはその言葉自体が国家を意味した「警察」概念は、国家の歴史性を最も反映するものでもある。この点については、ウィーン大学名誉教授・オーストリア科学アカデミーオーストリア法制史委員会会長ヴェルナー・オーグリスウィーンを訪問し、その歴史的展開のパースペクティブを教授いただいた。

(5) 実務面での研究については、オーストリア連邦首相府、特に国制事務局（ゲオルク・リーンプッハー局長兼ウィーン経済大学教授）および連邦内務省立法事務局（マティアス・フォーグル博士・ペーター・アンドレ主任）、さらに連邦内務省人権審議会事務局（ヴァルター・ヴァイツァースドルファー事務局長）への訪問インタビューの実施と資料の収集、ドイツにおいてはシュパイヤー行政大学院における州警察実務高官によるセミナー参加によってこれをおこなった。

(6) また、立法政策を含むヨーロッパおよびドイツ国内レベルでの新たな警察法ドグマティックと法執行への実務解釈の作法については、

シュパイヤー行政大学院ピチャス教授のセミナーでの討論における、第2回国家試験候補生を主たるメンバーとする議論が有益であった。

(7) さらにシュパイヤー行政大学院においては、大学院長ペーター・ゾンマーマン教授との比較法学研究の方法論等についての意見交換の機会を得た。

(8) 警察活動における人権保障の研究については、世界的にも例を見ないオーストリア独自の警察機構内在型(連邦内務省附置)の警察コントロール審議会である人権審議会への訪問調査が重要であった。特に、2009年3月の人権審議会訪問に際しては、審議会会長を務めるグラーツ大学教授ゲアハルト・ヴィーリンガー氏の特別許可を得て、外国人研究者として初めて定例会議への出席と傍聴が許され、オーストリア警察実務における警察官育成戦略にかかる検討プロセスの実際を見聞体感することができた。

#### 4. 研究成果

(1) わが国の警察は、歴史的沿革から、その制度をフランスに学び、法理論と学説をドイツ・オーストリアに習う(この点について、下記5の雑誌論文の1)。

(2) オーストリアの国家地方警察制度はフランスの国家治安警察であるジャンダマリー制度に範をとり(ナポレオン占領を契機として2005年の連邦警察制度創設にいたるまで、連邦地方警察官制すなわちジャンダマリー制をひいていた)、いうまでもなく法理論と学説はドイツ法圏に属することから、わが国に極めて近似的である(下記5の雑誌論文の4)。

(3) これらの点で、本研究がオーストリア公法を環境とするオーストリア安全警察法典を主たる対象としたことは正鵠を射るものである。

(4) 形式的には都道府県警察をとりながら、国家機構である警察庁の警察運営指揮に従う点でも、徹底した連邦主義警察のもとで州警察に権限を集中し、連邦警察権限には制限を課するドイツ警察法制よりも、共和主義的一元的警察制度を持つオーストリアに、わが国警察は親和性がある。

(5) 他方ドイツ、オーストリアとわが国の警察作用に関しては、その多段階性についても近似制がみられる。すなわち前二者についてはヨーロッパ連合(条約・指針)―連邦(法)―ラント(法)、日本では警察への活動授権の可能性として国(法)―都道府県(条例)―市町村(条例)という3段階の構造をみることができる(ただし、自治体レベルでの罰則立法権限が日本独自のものである。下記5の雑誌論文の2)。

(6) 国際犯罪やテロへの対策と内なる日常安全と治安の確保のためには警察機能の強化が必須であろう。ただし、これも世界に共通する行政改革や「新たな公共管理(NPM: New Public Management)」の要請からすれば、必要なのは警

察権限の拡大を前提とする、警察(機関)能力の確保と充実と組織法的規律およびプロセスへの市民参加こそが必須である。

(7) 本研究では、質の高い警察力育成(警察執行官教育の法システム)と市民コントロールの制度的確立(審議会関与)という、いずれも警察活動への作用法コントロールでなく、その組織法的制度的規律の充実が重要であることを確認した。

(8) 研究代表者の、オーストリア公法体系さらには治安執行機関の教育システム(わが国警察組織法に欠落する警察力涵養)に関するわが国初の本格的な研究書である自著(『ウィーン警察官教育の法と命令』2005年刊:平成15~16年度科研基盤研究(C)研究成果。「博士論文」)を除けば、下記5の主な発表論文にあげた研究論文はいずれもわが国で未着手の研究成果である。

(9) 本研究の学術的成果の中でも最も重要であるのは、わが国における最初のオーストリア人権審議会(連邦内務省に附置された警察活動および制度改善のための審議機関で、世界に唯一のもの)に関する論考(下記5の雑誌論文の6)の公刊である。

(10) さらに、オーストリアの徹底した法化社会の構造と政策決定基盤たる「社会的パートナーシップ制およびオーストリアの自治制度の研究に従事したこと(下記5の雑誌論文の2および5)。

(11) およびドイツとは異なる公法システムに関する論文・論考(下記5の雑誌論文の3)を本研究の成果として公刊した点に、わが国の学界に今一度大きな貢献ができたものと自負する。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

- 1 今村哲也(単著)「オーストリアの知的英雄(独語論文: Der oesterreichische Einfluss auf die japanischen Rechtswissenschaften und Rechtspraxis.)」(査読なし)『関東学院法学』17巻1号2007年13-35頁
- 2 今村哲也(単著)「オーストリアの自治法システム」(査読なし)『ジュリスコンサルタス(関東学院法学研究所紀要)』17巻2007年173-196頁
- 3 今村哲也(単著)「オーストリア法概説(1)」(査読なし)『関東学院法学』17巻3・4号2008年195-216頁
- 4 今村哲也(単著)「オーストリア共和主義警察史―都市警察および共和主義警察への展開を中心に」(査読なし)『関東学院法学』18巻2号2008年31-61頁
- 5 今村哲也(単著)「オーストリア公法概説」

(査読なし)『関東学院法学』18巻3・4号  
2009年70-128頁

6 今村哲也(単著)「警察における第三者的  
内部統制—オーストリア人権審議会」(査読  
なし)『明治大学法科大学院論集』第7号  
2010年115-161頁

[その他]

ホームページ等(所属大学データベース)  
<http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/Profiles>

6. 研究組織(研究代表者のみでおこなった)

(1) 研究代表者 今村 哲也

明治大学・法科大学院・教授

(Tetsuya Imamura)

研究者番号: 00160060